

# News Letter

ニュースレター



2023年7月3日



## 「疾病短時間勤務制度」「妊産婦短時間勤務制度」の導入について

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、従業員が「病気と仕事」「出産・育児と仕事」を両立し、柔軟な働き方が実現できるよう、下記の通り短時間勤務制度を導入いたしましたのでお知らせします。

当行は、今後も従業員が働きやすい環境の整備に努めることで生産性の向上を図り、地域社会に貢献してまいります。

### 記

#### 1. 「疾病短時間勤務制度」について

昨今の、がんを中心とした難病治療は通院が主体となっています。働きながら治療を続けられる体制を整えるため、短時間勤務制度を導入しました。

##### <対象者>

疾病（がん又はこれに準ずる疾病）罹患員で、両立支援が必要な従業員

##### <主な内容>

原則最長1年を限度に、半日通院迄を想定した1時間～4時間の勤務時間短縮が可能となります。

#### 2. 「妊産婦短時間勤務制度」について

妊産婦に対して主治医より勤務制限に関する指示があった場合、個々人の体調に配慮した勤務が可能となる新たな制度として導入しました。

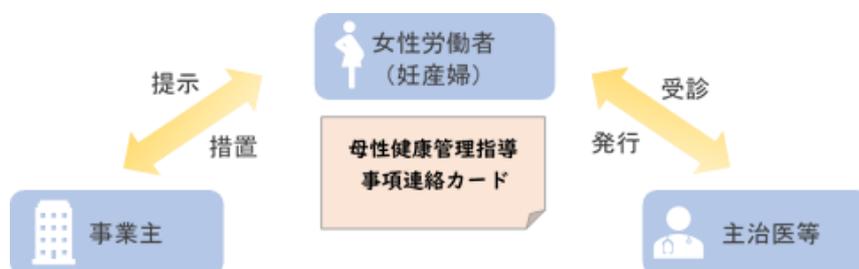
##### <対象者>

母性健康管理指導事項連絡カード※にて、主治医より「勤務時間の短縮」「通勤緩和の措置」を指示された妊産婦の従業員

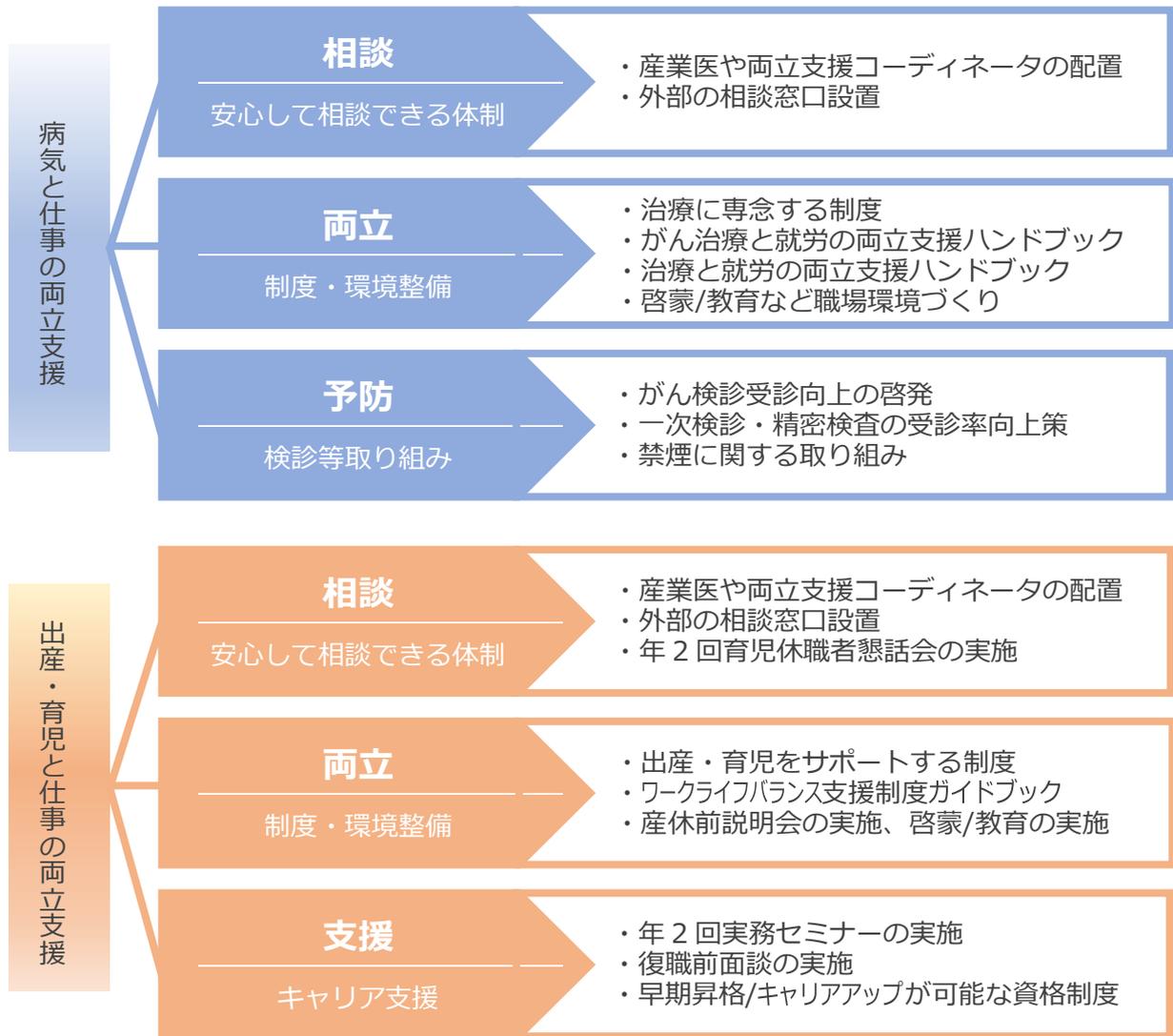
##### <主な内容>

始業及び終業時刻を30分～2時間30分の繰下げ・繰上げが可能となります。

※母性健康管理指導事項連絡カードとは、女性労働者（母体）の健康を守るため、医師・労働者・事業主の3者間における連絡手段であり、事業主は医師からの指示事項に適切な措置を講ずる必要があります。



《参考》 当行の両立支援の取り組み



以上